

外国人に係る 登録手続きが変わります

平成 21 年 7 月 15 日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が公布されました。今回、新たな在留管理制度が平成 24 年 7 月 9 日から導入されることになり、外国人登録制度は廃止されます。

【外国人登録証明書が変わります】

これまでの「外国人登録証明書」に代わり、※中・長期在留者には新たに「在留カード」が交付されます。

※中・長期在留者：観光目的などの短期滞在者を除く、3 カ月を超えて在留期間が決定された人。

現在お持ちの「外国人登録証明書」は、新たな制度が始まる

表 1 ◎「外国人登録証明書」が「在留カード」とみなされる期間◎

永住者	16 歳以上	平成 27 年 7 月 8 日まで。
	16 歳未満	平成 27 年 7 月 8 日または 16 歳の誕生日のいずれか早い日まで。
特定活動 (5 年以上の在留期間を付与されている人)	16 歳以上	在留期間の満了日または平成 27 年 7 月 8 日のいずれか早い日まで。
	16 歳未満	在留期間の満了日、平成 27 年 7 月 8 日または 16 歳の誕生日のいずれか早い日まで。
上記以外の 在留資格	16 歳以上	在留期間の満了日。
	16 歳未満	在留期間の満了日または 16 歳の誕生日のいずれか早い日まで。

◆みなされる期間が「外国人登録証明書」に記載されている次回確認申請期間よりも短い場合がありますのでご注意ください。

表 2 ◎外国人登録証明書 (特別永住者) の次回確認申請期間◎

平成 24 年 7 月 9 日から 3 年以上の人	旧外国人登録法に基づく確認期間の始期であるその人の誕生日まで (例えば、確認期間が「2019 年 4 月 1 日から 30 日以内」の人であれば、「2019 年 4 月 1 日」までが有効期限となります)。
平成 24 年 7 月 9 日から 3 年未満の人	平成 27 年 7 月 8 日まで ※確認期間が改正法の平成 24 年 7 月 9 日 (改正法の施行日) から 3 年以内に到来する人は、施行日から 3 年以内に申請してください。

ただし、「特別永住者証明書」には「有効期限」があり、「特別永住者証明書」とみなされる「外国人登録証明書」についても有効期限までに市民課の窓口で有効期間更新申請を行う必要があります。

外国人住民票の作成対象者 (下記および表 3 参照) には、現在の外国人登録原票を元に「仮住民票」を送付します。

◆5 月中旬ごろに仮住民票を送付します

その結果、これまで別々の制度で把握していた複数国籍世帯 (外国人と日本人で構成する世帯・異なる外国籍で構成する世帯) について、世帯全員が記載された住民票の写しなどが発行できるようになります。

外国人住民のみなさんにも 住民票が作成されます

住民基本台帳法 (以下「住民法」) の改正により、外国人住民も住民法の適用対象となり、日本人と同様に住民基本台帳が作成され、住民票の写しが発行できます。

「特別永住者証明書」の事前交付申請 7 月 9 日からの新制度移行後に、新たに交付される「特別永住者証明書」の事前交付申請を、市民課で受け付けています。

も当面の間 (表 2) は使用することができません。新制度後に新たな「特別永住者証明書」をすぐに希望されない人は、事前の交付申請は不要です。

書面の記入が必要となります。

表 3 ◎住民票が作成される外国人◎

中・長期在留者 (在留カード交付対象者)	3 カ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人。
特別永住者 (特別永住者証明書交付対象者)	入管特例法により定められている特別永住者。
一時庇護許可者または仮滞在許可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人 (一時庇護許可者) や、難民認定申請を行い、仮に我が国に滞在することを許可された外国人 (仮滞在許可者)。
出生による経過滞在外者または国籍喪失による経過滞在外者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である人 (その事由が生じた日から 60 日までの間は在留資格を有することなく在留することができます)。

表 4 ◎住民票が作成されない外国人◎

「3 カ月以下」の在留資格が決定された人
「短期滞在」の在留資格が決定された人
「外交」または「公用」の在留資格が決定された人
そのほか、法務省令で定めるものに該当する人
在留資格を有しない人 (不法滞在・オーバーステイなど)

※新制度や手続きに関する詳細については、次のホームページをご覧ください。

◎市役所や入国管理局への届出方法が変わります◎

◎住所変更に関する届出 (新しい制度では、住所を変更する時に、下記の届出が必要です)	
新規に入国した場合	新住所の市区町村へ世帯全員の「在留カード」などを持参し、転入の届出をしていただきます。なお、同一世帯内の世帯主が外国人住民である場合は、本人と世帯主との続柄を証明する公的な文書が必要です。
他市区町村から印西市に転入した場合	これまで住んでいた市区町村から発行された「転出証明書」と世帯全員の「在留カード」または「特別永住者証明書」を持参し、住み始めてから 14 日以内に転入届をすることになります。
印西市から他市区町村に転出する場合	あらかじめ転出届をして「転出証明書」の交付を受けてください。この「転出証明書」と世帯全員の「在留カード」または「特別永住者証明書」を添えて、転入届をすることになります。また、1 年もしくは期間未定で国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、原則として市区町村に転出届をしてください。
◎在留資格等の変更届 在留資格や在留期間の変更について、現在は入管と市役所の両方に届出が必要ですが、新しい制度が始まってからは地方入国管理官署への届出だけで済みます。 ※特別永住者の人については、今までどおり市民課窓口で届出を受け付けます。	
◎外国人登録法が廃止されます 7 月 9 日に新しい制度が始まる同時に、現在の外国人登録法は廃止され、外国人登録の情報を記載してある「外国人登録原票」は、各市区町村から国 (法務省) へ送ることになっています。そのため、今までの市役所で発行していた「登録原票記載事項証明書」は発行されなくなります。	

変更申請などの所定の手続きを市民課窓口で行ってください。

▼総務省ホームページ「外国人住民に係る住民基本台帳制度」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ichi_gyousei/zairyu.html

「あなたの身近な相談窓口」

社会福祉課障害福祉班 (☎内線 268)

印西市内、千葉県内では、心の健康相談、ひきこもりや思春期問題など精神保健福祉の相談に応じる窓口を開設しています。一人で悩まずに、相談してみたいいかがですか。

相談窓口名称	電話番号	受付時間
印西市社会福祉課 障害福祉班	42-5111	開庁時間
千葉県精神保健福祉センター	043-263-3893 043-268-7830 043-268-7474	月曜日～金曜日 午前 9 時～午後 6 時 30 分
印旛健康福祉センター	043-483-1133	午前 9 時～午後 5 時
千葉県ひきこもり地域支援センター	043-209-2223	月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分
成田地域生活支援センター (市委託)	35-7771	月・水・木・金・日曜日 午前 9 時～午後 4 時
いんば障害者相談センター (市委託)	99-2501	月曜日～日曜日

市では、社会福祉課障害福祉班で保健師・精神保健福祉士が相談に応じます。